

## Oak キャピタル第9回新株予約権（31139）のお取扱いについて

むさし証券トレジャーネットでの、Oak キャピタル第9回新株予約権（31139）の権利行使につきましては下記のお取り扱いとなります。十分ご理解をお願いいたします。

### 記

銘柄名（銘柄コード）	： Oak キャピタル第9回新株予約権（31139）
権利内容	： 無償割当（1株につき予約権1個を付与）
新株予約権売却可能期間	： <b>上場しません。（市場で売買できません。）</b>
権利行使期間	： <b>平成27年6月1日（月）～7月24日（金）（むさし証券締切）</b>
権利行使申込先	： むさし証券株式会社 インターネット事業部 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-333-13
払込取扱場所	： Oak キャピタル株式会社指定の金融機関

#### 【ご注意】

- 権利行使をご希望の場合はOak キャピタル社の定める行使請求書に、必要事項を記載、記名捺印したうえ、むさし証券株式会社に提出してください。（5ページ目の宛名シートをご利用下さい。）
- 権利行使に必要な資金はOak キャピタル社指定の金融機関に入金してください。

【OAK キャピタル第9回新株予約権行使についてのお問合せは下記の電話番号までお願いいたします。】

お問合せ先：株式会社アイ・アール・ジャパン 証券代行部 0120-340-283

#### 【新株予約権の権利行使について】

項目	内容・具体例	備考
権利基準日	平成27年3月31日（火）	3/26 大引け後に親株（※1）保有が条件
効力発生日	平成27年4月15日（水）	
権利行使受付期間	平成27年6月1日（月）～7月31日（金）	
権利行使価額	<b>権利行使価格、割当て株数については次ページ以降の「Oak キャピタル第9回新株予約権無償割当のご案内（Oak キャピタル社通知）」でご確認下さい。</b>	

※1（親株）…既に発行されている株式。旧株とも言う。

※2（権利行使価額）…3/30に終値のない場合は直前の終値のある取引日を含む10営業日で計算。

#### 【特定口座の取扱いについて】

分類	取扱い	備考
権利行使後の子株（※3）	親株が特定口座の場合、子株は特定口座扱いとします。 親株が一般口座の場合、子株は一般口座扱いとします。	必要に応じて確定申告を行つて下さい。

※3（子株）……………払込を行い新株予約権の権利行使を行った結果割り当てられる株式のこと

以上

むさし証券株式会社 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-333-13

電話：0120-972-408（平日：8:30～17:30） 電子メール：treasure-customer@treasurenet.jp

関東財務局長（金商）第105号 金融商品取引業者 日本証券業協会（一社）金融先物取引業協会

株 主 各 位

平成 27 年 5 月 15 日

O a k キャピタル株式会社

### 第 9 回新株予約権の権利行使にかかるご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 27 年 3 月 31 日現在の株主名簿に記載の株主様宛に、第 9 回新株予約権の割当・行使手続きに関する書類を送付いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

敬 具

記

#### 1. 送付物

(1) 第 9 回新株予約権無償割当の案内 (次頁以降に掲載しております)

(2) 新株予約権発行届出目論見書

(3) O a k キャピタル株式会社第 9 回新株予約権割当通知書 兼 行使請求書

(4) 振込依頼書・振込金 (兼手数料) 受取書

#### 2. 新株予約権の内容および権利の行使のお手続きに関するお問い合わせ先

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

電話 0120-340-283 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝日を除く)

以上

各 位

平成27年5月吉日

O a k キャピタル株式会社

## 第9回新株予約権無償割当のご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、既にお知らせしておりますとおり、平成27年3月31日現在の全ての株主の皆様に対し、下記のとおり、第9回新株予約権を無償で割当いたしましたのでご案内申しあげます。

なお、権利の行使（新株式の購入）のお手続きにつきましては、裏面をご覧ください。

敬 具

記

### 1. 新株予約権およびその行使について

新株予約権とは、会社に対して予め決定した価額（下記4.）にて新株式の発行を請求し購入できる権利です。またその権利を行使することにより新株式を購入することができます。

※権利の行使（新株式の購入）は株主様の自由なご判断でお決めいただけます。

当社の事業内容、業績および株価等を勘案のうえご判断ください。

### 2. 新株予約権割当の対象

平成27年3月31日現在において当社株主名簿に登録された全ての株主様が対象です。

### 3. 購入できる新株式数

割当された新株予約権1個（保有されている株式1株に対し新株予約権1個を割当）に対し0.5株です。

（例）1,000株保有 → 新株予約権1,000個割当 → 購入可能株式数500株

### 4. 新株式の購入価額

1株あたり292円です。

※上記3.（例）の場合：購入価額は292円×500株=146,000円となります。

### 5. 新株式を購入できる期間

平成27年6月1日（月）より平成27年7月31日（金）までの期間です。

### 6. ご留意事項

（1）権利の行使（新株式の購入）は一部でも可能ですが、その後の追加行使はできません。

（2）上記5.の期間内に権利の行使（新株式の購入）をされなかった場合は、新株予約権は失効いたします。

（3）購入できる株式数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てます。

（例）155株保有 → 新株予約権155個割当 → 購入可能株式数77株

したがいまして、新株予約権を奇数個行使された場合、端数として切り捨てられる0.5株（146円）分につきましては事実上放棄することになりますので、ご留意ください。

（4）新株式の購入数が単元（100株）未満の場合は、買い取り（100株に満たない株式を当社が買い取る）あるいは買い増し（株主様が当社から株式を買い足して保有株式を100株単位にする）を請求することが可能です。

以 上

新株予約権の内容および権利の行使のお手続きに関するお問い合わせは以下にお願いいたします。

お問い合わせ窓口：株主名簿管理人

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

電話 0120-340-283（フリーダイヤル）

受付時間 9:00 ~ 17:00（土日祝日を除く）

## 新株予約権の行使手続きについて

権利の行使（新株式の購入）をされる場合は、以下の手順に従いお手続きください。

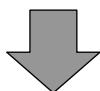
### 1. お手続き書類

以下の書類を同封しておりますので、次項以下をご参照のうえお手続きください。

- ① 「第9回新株予約権割当通知書 兼 行使請求書」（以下「行使請求書」といいます。）
- ② 「振込依頼書・振込金（兼手数料）受取書」（以下「振込依頼書」といいます。）

### 2. お手続きの手順

(1) 行使請求書に記載の「割当てられた新株予約権の総個数」以内で、行使請求の個数をお決めいただき、払込金額を計算ください。

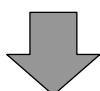


「払込金額」 = 行使個数 × 0.5 × 292円

- ・行使手続きは1回限りです。
- ・割当てられた新株予約権の総個数を超えての行使はできません。

(2) 「行使請求書」に必要事項をご記入のうえ押印（2箇所）ください。

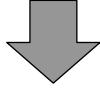
- ①行使請求日 ②新株予約権行使個数 ③払込金額 ④口座管理機関（証券会社等）名  
⑤加入者口座コード ⑥連絡先電話番号



- ・「⑤加入者口座コード（7桁+14桁）」は口座管理機関（証券会社等）宛にご照会いただいたうえご記入ください。
- ・受取口座を複数お持ちの場合は、そのいずれかの口座管理機関（証券会社等）をご選択いただき取次ぎをご請求ください。口座毎へのご請求をご希望される場合はお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

(3) 金融機関にて、①又は②の方法にて払込金額をお振込みください。

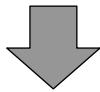
- ① 金融機関窓口での振込み  
「振込依頼書」に所要事項を記載のうえ金融機関窓口でお振込みください。
- ② ATM・インターネットバンキングによる振込み  
「振込依頼書」に記載の振込先（受取人）口座番号を指定のうえお振込みください。



- ・振込手数料は株主様のご負担になりますのでご了承ください。
- ・6月1日より前には、受付されませんのでご留意ください。

(4) 口座管理機関（受取口座をお持ちの証券会社等）宛に行使請求の取次ぎをご依頼ください。

口座管理機関（証券会社等）宛に以下の書類をご提出ください。



- ① 払込金額の振込みを証する書面
- ② 「行使請求書」

- ・口座管理機関（証券会社等）によっては、手続きの関係上、7月31日以前に取次ぎを終了する場合がありますので期日間際の行使の際は、口座管理機関（証券会社等）にご確認ください。

(5) 口座管理機関（証券会社等）において行使請求が取次ぎされた日の原則6営業日後に新株式が発行されます。

### 3. 留意事項

- (1) 「行使請求書」に記載の株主様以外の名義による行使手続きはできません。
- (2) 行使手続き完了以降の手続きの取消しができません。
- (3) いわゆるタンス株に対応するため当社が三井住友信託銀行株式会社に開設した特別口座では株式をお受け取りいただくことができません。ご本人名義の受取口座をお持ちでない場合には行使請求される前に、ご自身であらかじめ口座管理機関（証券会社等）に受取口座を開設のうえ取次ぎをご請求ください。  
※特別口座に関するお問い合わせ先：三井住友信託銀行 証券代行部 0120-782-031
- (4) 「行使請求書」を喪失・き損又は汚損されました場合は、お問い合わせ窓口宛に再発行をご依頼ください。なお、き損又は汚損の場合は、必ず損紙をご提出ください。
- (5) 「行使請求書」に記載の住所、氏名等に変更がございました場合は、口座管理機関（証券会社等）にお申し出ください。

以上

料金受取人印刷便

あひま新都心局  
承認  
8019

差出有効期間  
平成27年9月  
30日まで  
(切手を貼らずに)  
(お出しください)

3 3 0 9 8 9 0

2 0 0

定型郵便物

(受取人)

埼玉県さいたま市大宮区桜木町 4-333-13 OLS ビル  
むさし証券株式会社  
トレジャーネット カスタマーサービスセンター 行



【ご注意】

- 当社はお客様に封筒の印刷を委託いたします。
  - 印刷する際はサイズ変更(拡大・縮小)をしないでください。また、白色の用紙を使用してください。
  - 点線の切り取り線に併せて裁断してください。
  - 定形の封筒をご使用ください。
  - 封筒の裏面に必ず住所・氏名をご記入ください。
  - 糊付する際に剥がれない様にしっかりと貼ってご利用ください。
  - 変更手続きに関する書類の送付の際に限定してご利用ください。
- また、第三者への譲渡等を禁止します。